

厚木市告示第171号

ふるさと納税寄附金に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、ふるさと納税寄附金の納付について、次のとおり指定納付受託者に指定したので、厚木市財務規則（昭和44年厚木市規則第40号）第55条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

厚木市長 山口 貴 裕

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称 株式会社さとふる

所在地 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン 13F

2 対象

ふるさと納税寄附金

ただし、インターネットによる申込みにより納付されるものに限る。

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで